

蕨市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年蕨市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる物品の賃貸借契約とする。

- (1) 電子計算機（ソフトウェアを含む。）その他の情報処理に係る機器（以下「電子計算機等」という。）
- (2) 複写機その他の事務機器（以下「複写機等」という。）
- (3) 庁舎その他の施設（以下「市庁舎等」という。）における機械、設備等
- (4) 自動車その他の業務用物品

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる業務の委託契約とする。

- (1) 電子計算機等の運用及び保守管理に関する業務
- (2) 複写機等の保守管理に関する業務
- (3) 市庁舎等における機械設備の運転及び保守管理に関する業務

3 条例第2条第3号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる業務の委託契約とする。

- (1) 市庁舎等の清掃及び警備等の維持管理、日直並びに受付に関する業務
- (2) 給食及び配食に関する業務
- (3) 市が排出者となる廃棄物の収集に関する業務
- (4) 料金徴収に関する業務
- (5) 戸籍タイプ及び戸籍システムの入出力に関する業務
- (6) 公文書の保管サービスに関する業務

(契約期間)

第3条 条例第3条に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項に規定する契約 5年以内
- (2) 前条第2項に規定する契約 5年以内
- (3) 前条第3項に規定する契約 3年以内

(帳票類)

第4条 長期継続契約に関する帳票類の様式は、次に定めるとおりとする。

(1) 賃貸借契約書 (様式第1号)

(2) 委託契約書 (様式第2号)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日以後の日から債務が履行される契約から適用する。

附 則 (平成20年3月28日規則第29号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日規則第41号)

この規則中第1条、第3条及び第4条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 附則第1条第5号に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和2年8月4日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第21号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

賃 貸 借 契 約 書
（長期継続契約）

- 1 賃貸借物件名
- 2 設 置 場 所
- 3 賃 貸 借 期 間 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期
継続契約
自 年 月 日
至 年 月 日（ か月）
- 4 賃 貸 借 料 月額 ¥
（うち、消費税及び地方消費税額 / ¥ ）

本契約書締結日以降に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、
消費税額等の額に変動が生じた場合は、改正された法令に基づき変更される。

5 契 約 保 証 金

上記の物件について、賃借人を甲とし、賃貸人を乙として、次の条項により賃貸借契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約の証として本書2通を作成し、甲乙
それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

賃借人（甲） 住 所
氏 名 蕨市長 印

賃貸人（乙） 住 所
氏 名 印

（契約の趣旨）

第1条 本契約は、甲が使用する上記の賃貸借物件を乙が から購入し、
甲乙間で賃貸借する条件を定めるものとする。

（無償譲渡）

第2条 乙は、賃貸借物件の賃貸借期間満了日において、甲より無償譲渡の申し出がなされたときは、
乙はこれを承諾するものとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借物件の賃貸借料月額は、上記の金額とする。

2 賃貸借料は、甲に賃貸借物件を引き渡した日の翌日から起算し、本契約が解除される日までを賃

貸借期間として、月ごとに計算する。

(賃貸借料の支払方法)

第4条 本契約に定める賃貸借料の支払は、1か月の賃貸借期間終了後甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(支払遅延利息)

第5条 甲の責に帰すべき理由により賃貸借料の支払が前条に定める支払期日までに支払われなかったときは、乙は支払期日の翌日から起算して支払いするまでの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年パーセントの割合の計算金額を延滞利息として請求することができる。ただし、その支払が前条に定める支払期日までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間について、これを契約期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(賃貸借物件の保守及び管理義務)

第6条 本契約には賃貸借物件に関する保守は含まれないものとする。

2 甲は、賃貸借物件の賃貸借期間は善良なる管理者の注意をもって賃貸借物件を管理し、正常に運転操作できる状態に維持するものとする。

(賃貸借物件の使用目的及び保管場所)

第7条 甲は、賃貸借物件を甲の業務の範囲内でのみ使用するものとする。

2 甲は、賃貸借物件を上記の設置場所において使用し、あらかじめ書面により乙の承諾を得なければこれを他に移転することができない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 甲は、本契約に基づく権利を他に譲渡し、質権又は抵当権を設定し、及び他に転貸することはできないものとする。

2 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(保険)

第9条 乙は、賃貸借物件引渡以降本契約が存続する期間中は、継続して乙の費用で総合動産保険を付加するものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引渡しを受けた物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、物件の修補、取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することがで

きる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 乙が契約不適合である物件を甲に引き渡した場合において、甲がその契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、甲の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(契約の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物件の納入を中止させることができる。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約を解除するときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく、引渡期日に物件の引渡しをせず、又は引渡期日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 引き渡された物件に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。

(3) 正当な理由なく、第11条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。

(4) 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき。

(5) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(6) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(1) 第8条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

- (2) 物件を引渡しすることができないことが明らかとなるとき。
- (3) 物件の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部が履行不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) この契約に関し、乙（共同企業体にあつては、その構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (11) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (13) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (14) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定する刑が確定したとき。

(15) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(16) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(17) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(18) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(19) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(20) 業務上の契約に当たり、その相手方が第15号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(21) 乙が、第15号から第19号までのいずれかに該当する者を業務上の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

（契約が解除された場合の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条、第14条の規定により、この契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となり、この契約が解除された場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の催告による解除権）

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約を解除するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（乙の催告によらない解除権）

第18条 乙は、次の各号にいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(1) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更する場合において、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条の規定により、甲が物件の納入を中止させた場合において、その中止期間が、契約締結日から納入期限までの期間の10分の5（当該期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が物件の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の納入が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 前条及び前項により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条又は前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

（特約事項）

第20条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（契約外の事項）

第21条 この契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

様式第2号(その1)(第4条関係)

委 託 契 約 書
(長期継続契約)

1 委託業務名

2 契約期間 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期
継続契約

自 年 月 日

至 年 月 日

3 契約金額

¥

(うち、消費税及び地方消費税額 / ¥)

内訳 年度契約額¥

年度契約額¥

年度契約額¥

本契約書締結日以降に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、
消費税額等の額に変動が生じた場合は、改正された法令に基づき変更される。

4 契約保証金

上記の委託業務について、委託者を甲とし、受託者を乙として、次の条項により委託契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約の証として本書2通を作成し、甲乙
それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者(甲) 住 所

氏 名 蕨市長

印

受託者(乙) 住 所

氏 名

印

(受託者の義務)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、受託業務を誠実に履行するため、適時監督者を作業現場に派遣
し監督を行うとともに、作業日程、計画等充分に把握し、円滑な業務遂行にあたるものとする。

2 甲は、乙の契約履行について必要な助言を行うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(器材等に係る費用負担)

第3条 この契約業務の実施に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、あらかじめ甲
の指示がある場合は、所定の手続により甲乙協議するものとする。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第5条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は契約金額の変更については、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の完了の通知等)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは速やかに甲に完了の旨を通知しなければならない。

2 甲は、乙からの前項の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に完了の検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、仕様書の内容と相違し、又は不完全な部分があるときは、乙は甲の指定する期間までに補正をしなければならない。

(契約金額の支払)

第7条 甲は、乙が前条の検査に合格した後提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき金額に対し年パーセントの利息を付して支払うものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第8条 乙の責に帰する理由により、契約期間内に委託業務を完成することができない場合において、甲は乙から損害金を徴することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、年パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して、当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 乙が契約不適合である成果物を甲に引き渡した場合において、甲がその契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、甲の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(甲の催告による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約を解除するときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 正当な理由なく、前条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。

(4) 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき。

(5) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(6) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) 契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙が契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部が履行不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に

- 関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第14条又は第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) この契約に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (11) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (13) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (14) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定する刑が確定したとき。
- (15) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- (16) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (17) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (18) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (19) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(20) 業務上の契約に当たり、その相手方が第15号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(21) 乙が、第15号から第19号までのいずれかに該当する者を業務上の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(契約が解除された場合の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第10条、第11条の規定により、この契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となり、この契約が解除された場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(乙の催告による解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約を解除するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(乙の催告によらない解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(1) 第5条の規定により、甲が契約内容を変更する場合において、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第5条の規定により、甲が業務を中止させた場合において、その中止期間が、履行期間の10分の5（当該期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 前条及び前項により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条又は前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであると

きは、乙は、この契約を解除することができない。

(特約事項)

第17条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

様式第2号(その2)(第4条関係)

委 託 契 約 書
(長期継続契約)

1 委託業務名

2 契約期間 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期
継続契約

自 年 月 日

至 年 月 日

3 契約金額

¥

(うち、消費税及び地方消費税額 / ¥)

内訳 年度契約額¥

年度契約額¥

年度契約額¥

本契約書締結日以降に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、
消費税額等の額に変動が生じた場合は、改正された法令に基づき変更される。

4 契約保証金

上記の委託業務について、委託者を甲とし、受託者を乙として、次の条項により委託契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約の証として本書2通を作成し、甲乙
それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者(甲) 住 所

氏 名 藤市長

印

受託者(乙) 住 所

氏 名

印

(受託者の義務)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、受託業務を誠実に履行するものとする。

2 甲は、乙の契約履行について必要な助言を行うものとする。

(個人情報の保護に係る乙の責務)

第2条 乙は、この契約の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、本契約書及び個人情報の保
護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条及び第67条の規定を遵守し、個人情報の漏
えい、滅失、毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に
大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合にはこの

限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、前条ただし書により甲が承認をした場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 前条ただし書により、甲が承認した再委託先の秘密保持については、乙が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3条ただし書により甲が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第6条 乙は、この契約に基づく業務を処理するため、甲から引き渡された原票、資料、貸与品等を、甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

2 乙は、甲から引き渡された原票、資料、貸与品等は、業務完了後直ちに返還しなければならない。

(事故発生の通知)

第7条 乙は、契約目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の場合には、漏えい、滅失、毀損等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(権利又は義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(器材等に係る費用負担)

第9条 この契約業務の実施に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、あらかじめ甲の指示がある場合は、所定の手続により甲乙協議するものとする。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合における履行期間又は契約金額の変更については、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の完了の通知等)

第12条 乙は、委託業務が完了したときは速やかに甲に完了の旨を通知しなければならない。

2 甲は、乙からの前項の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に完了の検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、仕様書の内容と相違し、又は不完全な部分があるときは、乙は甲の指定する

期間までに補正をしなければならない。

(契約金額の支払)

第13条 甲は、乙が前条の検査に合格した後提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延の日数に応じ、支払うべき金額に対し年パーセントの利息を付して支払うものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第14条 乙の責に帰する理由により、契約期間内に委託業務を完成することができない場合において、甲は乙から損害金を徴することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延の日数に応じ、未履行部分相当額に対し、年パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して、当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならないことを達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 乙が契約不適合である成果物を甲に引き渡した場合において、甲がその契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、甲の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過

したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約を解除するときは、その旨を乙に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、前条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。
- (4) 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき。
- (5) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を乙に通知しなければならない。

- (1) 第8条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部が履行不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) この契約に関し、乙（共同企業体にあつては、その構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (11) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (13) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (14) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定する刑が確定したとき。
- (15) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (16) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (17) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (18) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (19) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (20) 業務上の契約に当たり、その相手方が第15号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (21) 乙が、第15号から第19号までのいずれかに該当する者を業務上の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

（契約が解除された場合の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条、第17条の規定により、この契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不

能となり、この契約が解除された場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の催告による解除権）

第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、契約を解除するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（乙の催告によらない解除権）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(1) 第11条の規定により、甲が契約内容を変更する場合において、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第11条の規定により、甲が業務を中止させた場合において、その中止期間が、履行期間の10分の5（当該期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 前条及び前項により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

（特約事項）

第23条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（契約外の事項）

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。